

朝鮮の抵抗文学

冬の時代の証言

金学鉉——編訳

柘植書房

著者略歴

宋敏鎬 (ソン・ミンホ)

1922年生まれ、普成専門学校法科、高麗大学国文科卒。

現在：高麗大学校文科大学国文科教授。

著書・論文：『日帝下の文化運動史』(共著)『韓国開化期小説の史的研究』『絶望は技巧を生み—李箱の生涯と文学—』など多数。

編訳者略歴

金学鉉 (キム・ハクヒョン)

1929年生まれ、ソウル大学、中央大学に学ぶ。1966年中央大学大学院博士課程修了、西洋哲学専攻。NHK国際局嘱託、朝鮮奨学会指導部長歴任。

現在：民族時報論説委員。

訳書・論文：『東西の彼岸』(Beyond East and West) (1964年中央出版社)『抗日韓国学生運動史』(1974年高麗書林)『曠野の詩人・李陸史—朝鮮文学と魯迅—』(「文学」岩波書店刊1976年4月号)「詩と衆生と祖国—韓竜雲のこと—」,「恨と抵抗に生きる—申采浩の思想—」(「季刊・三千里」5, 9号)

朝鮮の抵抗文学—冬の時代の証言

1977年2月28日第1刷発行

定価2000円

著者 宋敏鎬

編訳者 金学鉉

発行者 橋井宣二

発行所 株式会社 柘植書房

東京都港区東麻布1-23-5

振替 東京 3-43287

電話 (03) 586-9031

落丁、乱丁はお取りかえいたします

装幀・三島典東
0030-30501-4819

朝鮮の抵抗文学

冬の時代の証言

金学鉉——編訳

柘植書房

朝鮮の抵抗文学―冬の時代の証言―／目次

はじめに……………9

第一章 検閲制度による言論弾圧

一 出版物の検閲……………15

二 雑誌の受難……………28

第二章 啓蒙文学期の抵抗

一 開化期の詩歌の抵抗……………35

(1) 愛国歌類……………37

(2) 憂国歌類……………39

(3) 唱歌類……………46

二 新小説の抵抗相……………65

第三章 初期の六堂、春園文学の抵抗

一 六堂の詩歌……………84

二 春園の民族主義——その抗日の半生——……………93

第四章 純文学派の抵抗

一 「創造」 自然主義の抵抗……………108

二	「廢墟」、「白潮」の抵抗……………	121
三	万海の抵抗作品……………	128
第五章 演劇・映画・音楽の抵抗		
一	劇芸術研究会……………	139
二	映画による抵抗精神の大衆化……………	146
三	民謡の抵抗	
	(1)積極的な抗日民謡……………	150
	(2)諷刺的な抗日民謡……………	154
第六章 社会派文学の抵抗		
一	社会主義文学の台頭……………	158
	(1)無産階級の抵抗——新傾向派文学の特徴……………	161
	(2)弾圧への抵抗としての新傾向派文学……………	165
二	プロレタリア文学の潮流	
	(1)武装化したプロレタリア文学……………	171
	(2)プロレタリア文学の崩壊……………	175
第七章 純粹文学期の抵抗		
一	ファンズム風潮と文学の苦惱……………	178

二 「詩文学」など純粹派の抵抗	181
第八章 暗黒期の抵抗	
一 言論抹殺政策と文学	194
二 受難作家の抵抗	198
三 皇道文学と親日群像	222
第九章 海外作品および漢詩文	
一 海外志士の抵抗作品	237
二 漢詩文にあらわれた民族の悲しみ	246
むすび	259
訳注	263
「恨」と抵抗の詩——「黄土の道」——	289
金学鉉	
あとがき	325

朝鮮の抵抗文学

宋敏鎬著・金学鉉編訳

はじめに

朝鮮の抵抗文学は、広義と狭義の二つに分けて考えることができる。いかなる時代の文学にせよ、現在を対象に既成文学に逆らつて新しいものを指向しようとする抵抗精神において考察すれば、それは広い意味での抵抗文学である。それが恒久的であれ瞬間的であれ、能動的であれ受動的であれ、あるいは創作的であれ非創作的であれ、既存文学に対する否定的行動をおしなべて広義の抵抗文学だと見なすことができる。これは一般的な抵抗の概念を土台とする抵抗性のある文学全体を通称する場合である。したがつて抵抗文学はある一国家の特産物であるとか、ある時代に限られた独特な文学形態を指すものではなく、新しい文学を培養する触媒となる原動力を抵抗性だとみる広義の抵抗文学である。それゆゑ、文学の古い秩序を止揚せんとするあらゆる文学的衝動はこの範疇に入ることになる。

これに対して狭義の抵抗文学は、西欧的な意味での抵抗文学で、第二次世界大戦当時のフランスのレジスタンス文学あるいはナチス・ドイツに抵抗したドイツ作家の抵抗文学をいう。レジスタンス文学は、戦時下ヨーロッパの逆境において展開された特殊な現象であつた。すなわち戦争によって文学独自の分野を守る事ができず、文学芸術の純粋性を生かすことができなかつた状況から生まれたもので、力強い闘争

精神の産物であった。それゆえ、当時の権力機関や統治者、侵略者に追従あるいは阿附する文学、すなわち御用文学に対立する概念として用いられた。したがって、占領軍やこれに阿附迎合する自国内の一部権力に抵抗する祖国解放運動であったし、その実践を主題とした民族文学でもあった。こうした観点から、抵抗文学は自民族の独立性を擁護する正当防衛的な一面をおびているといえる。

朝鮮文学の場合、日帝による植民地化以前には抵抗文学という言葉が使用されたことはなかった。最近、評論家のあいだで用いられる抵抗文学の概念は、ヨーロッパのレジスタンス運動とおなじ意味で使われているが、これはさきほどのべた狭義の抵抗文学に当たる。また時には抵抗という語感が与える刺激に魅せられ、漠然と濫用する場合もあった。要するに抵抗文学というのは朝鮮的な特殊な概念を有する用語ではない。

過去において長いあいだ大陸を崇めてきた歴史的な環境からすると、抵抗文学が生成発展する要素がなくはなかったが、抵抗の火花を散らすことはできず、忍従を美德とし諦念の逃避思想にひたるのみで、抑圧された自由と権益のための抵抗文学運動は起こらなかった。国民の身分階層が多様であった過去の歴史において、階級的抵抗意識が強まる可能性も多かったのだが、当時の儒・仏思想は忍従の徳を教え、自らを慰さめるよりほかなくさせたのである。不平等がはなはだしい社会や、逆に完全に平等な社会では反抗精神が生まれにくいというのと同じく、極度に不平等な社会では支配階級に服従する道だけを強要された。朝鮮の抵抗文学について金宇鍾（キウソン）は、

「韓国「朝鮮」社会の伝統の中には、こうした存在形式を模索してきた形跡は見当たらない。そして西欧人が言うところの「私は反抗する。ゆえに存在する。」という結論に、韓国社会はいまだに神秘的な視線だけを投げかけている。……言いかえると運命への服従である。」（「服従と反抗」、「現代文学」一

九五九年一月号、通卷四九号)

と朝鮮人の諦念觀をのべ、服従の精神が尊敬する者に対しては美德となつてあらわれるが、尊敬できない暴君の压制下においては、諦念的な屈従としてあらわれる国民性を指摘した。

わが国は二十世紀の初めにいたつてはじめて近代に目ざめたが、主権はずでに傾いていた。その後三六年間、日本帝國主義の彈圧と暴政に苦しむようになると、以前にはみられなかつた抵抗精神が国民性の重要な一面を形成するようになった。春園・李光洙はこの時代の反抗精神について、

「反抗というものは別にあるものではない。不義に対する憎悪と美を顕彰しようとする憧れが行為となつてあらわれたものに過ぎない。それゆゑ、強い正義感の持ち主であればあるほど強い反抗精神の持ち主である。……反抗の精神に欠ける社会は空氣と日光の通わない所とおなじように沈滞し腐敗する。」
〔若い朝鮮人の願ひ〕、「東亜日報」一九二八年九月四日(十九日)

と反抗精神の必要性を説いた。この時代には過去を止揚するための原動力として、こうした精神の醗酵がどの時代にもまして切実に要求された。日帝三六年間の文学にあらわれた民族思想の鼓吹や排他意識は、積極的な抵抗文学の内容となつたのであり、作品に反映された不満、悲哀、うっ憤、自虐などは消極的ではあるが日帝への抵抗精神の発露であつた。このような思想が反映された作品は、まえにのべた狭義の抵抗文学に属する。

ところで、甲午改革(一八九四年)当時からの開化思想とよばれる近代精神は、前近代的な封建性にたいする反旗でもあつた。封建の打破を唱えた裏面には、主権喪失の原因が封建性にあつたという観点も含まれており、日帝への抵抗に劣らず封建性に反抗した面が強かつた。こうした旧秩序への反旗も広義の抵抗文学に属するものと考える。したがつて本論考では、抵抗文学の範囲は狭義の抵抗文学を中心とする

が、文学史的な系譜をつなぐ範囲内で、前時代の文学に抵抗した広義の抵抗文学までも含めることにしたい。厳密な意味で新しい文学思想は前時代の文学に対する抵抗とみられるからである。

なお、狭義の抵抗文学に含まれる作品の中には文学としては未熟なものもあるが、抵抗精神が秘められたものはいくつかとりあげることにはしたい。事実、日帝時代の作家の中には民族的うっ憤から作品を書きはじめた人もいた。もし彼らが独立国または解放後に生まれていれば、作家にはなれなかった人も含まれている。民族的抑圧という社会環境が、作家活動を強く要請したのである。すなわち、現実をありのままに描けない専制主義の下で、民族的抵抗精神あるいはうっ憤や敗北感から、止むなく選んだ道が作品世界であったのである。

時代区分

この論考は日帝下三六年間の文学を中心にあつかうが、しかし実際に主権が制約を受けるようになったのは一九〇五年の「保護条約」〔第二日韓協約〕の頃からであり、国民の抗日闘争はこれより先、一八九六年の義兵活動においてすでに具体的にあらわれていた。李恒老⁽²⁾とその門下生が主張した「洋貨排撃論」に影響され、一連の儒生らが義兵を率いて日本軍に抵抗した事実を忘れることはできない。「保護条約」が締結されるや志士の殉死があり、「大韓毎日申報」〔後出〕などの言論機関が条約の不当性を指摘するなど、抗日意識は衝天の勢いをしめしていた。一九〇六年、忠清道洪州で閔宗植⁽³⁾は義兵を興して本格的な抗戦運動に立ち上がり、続いて崔益鉉⁽⁴⁾は泰仁で蜂起するなど、各地で大小の義兵抗争が盛り上がった。当時は民族的うっ憤から民心も強く高まって、抗日的な文章もすでにあらわれ「保護条約」の締結と前後して

もっとも激しかった。したがって抗日文学の最初はこの時期からになる。殉国先烈の絶命詩があらわれ、抗日詩歌が新聞・雑誌に発表された。最初の区分である啓蒙文学期の詩歌の中には、「合邦」以前の抗日詩歌をも含める考えである。

わが国の啓蒙文学は、新小説と開化期の歌辞、唱歌、新詩などにはじまって「保護条約」を前後してあらわれた文学形態である。新小説は抗日的抵抗性においては劣るけれども、民族的覚醒が重要な主題となっており、かえって当時の詩歌において抵抗精神を見出すことができる。このような啓蒙精神は、「合邦」後の崔南善、李光洙の初期作品に継がれているように思われる。古い秩序と封建社会に対する抵抗は広義の抵抗文学に入るが、彼らの民族主義は抗日文学の消極的な形態とみることができるとして、李光洙、崔南善は当時の韓国文壇を独占したようなものであるため項をあらためてあつかう考えである。

「合邦」後、言論弾圧は一層きびしくなり、自由を失って諦めのうちに日々を送っていたが、第一次世界大戦後、潜在していた民族意識が頭をもたげ三・一独立運動（一九一九年）が起こった。この運動は民族運動史上、組織的、自発的な抗争の起点となった歴史的な事件であった。そして、民族運動が国際的に連帯性をもつようになった意義ある事件でもあった。いずれにせよ、三・一運動によって日本帝国主義が武断政治を柔らげ、「文化政策」を一時にせよ布いたのは大きな変化であった。各種新聞、文芸同人誌などをつうじて民族の憤懣を多少なりとも吐き出すことができた。「東亞日報」や「朝鮮日報」をはじめ新聞が刊行され、「創造」、「廢墟」、「白潮」誌などの純文学運動が起こった。封建時代の文学に反旗をかかげ啓蒙文学が誕生したように、おなじく啓蒙文学の非純粋性を指弾して純文学運動が起こったのであるが、これは広義の抵抗文学だといえる。しかし、この時期が激動する三・一独立運動直後の文学形態であるだけに、直接間接に民族意識が反映されざるを得なかった。

一九二〇年代には社会主義思潮が輸入され、一時文壇を風靡し芸術派文学との論争が激しく展開されたが、こうしたイデオロギーの対立も、日帝の侵略を排除しようとする民族意識において軌道をおなじくするものであった。この時代の文学は両面から考察されるが、社会主義思潮が広義の抵抗に属するなら民族の抵抗は狭義の抗日文学に属すると考える。

三・一独立運動後の「柔和政策」も一九三〇年代にいたると次第に硬化した。「満州事変」の勃発をはじめ、ファシズムの嵐が東洋全体に吹き荒れ、民族思想は完全に萎縮していった。一九三〇年末期からは世界大戦へと拡大され、日本軍国主義者たちは朝鮮だけに満足せず、東洋制覇の野心を露骨にあらわしはじめた。朝鮮文壇は大きく揺れ、日帝に阿附する御用作家が日ごとに増えていき、これにくみしない作家は筆を折り沈黙を守らざるを得なくなった。「文人協会」という御用団体が組織され、侵略戦を聖戦だと謳歌すべく狩り出され、朝鮮抹殺の先鋒をになうようになり、朝鮮民族は暗黒期に突入していったのである。しかしながら、親日群像がひしめく一方では、志ある作家たちは民族精神と作家としての良心から象徴的な抗日詩歌を書いて日帝に検挙される受難作家があらわれた。また朝鮮語を守るため囹圄の身となった語学者たちもいた。瀕死直前の固有文学は、こうした人々によって解放当時まで絶えることなく命脈を保つことができたのである。

以上のように、文学史の時代区分にしたがって広義の抵抗と、抗日的狭義の抵抗とに分けて考察しようとするものである。そして時代区分にこだわることなく、亡命志士の抗日作品を上海臨時政府刊行の「独立新聞」を根拠にまとめることにしたい。海外在住志士たちの自由な作品活動は、抵抗文学の重要な潮流をなすものと考ええる。さらにまた、一般大衆の抗日精神に多くの刺激を与えた演劇・映画についても概観し、素朴な民心の発露である民謡もあわせて考察することにした。

第一章 検閲制度による言論弾圧

一、出版物の検閲

朝鮮文化に対する日本の侵略の先鋒として最初に威をふるったのは、言論弾圧であった。彼らの植民地政策の急務はまず言論、集会、出版などの自由を奪うことであった。「保護条約」締結を前後して朝鮮に対して発言権を持つようになると言論弾圧を模索し、やがて検閲制度という形で弾圧をはじめたのだが、民族の受難史はこの時からはじまったのである。

「保護条約」の締結を前後して、悲憤慷慨する憂国の衷情は衝天の勢いであった。日帝統監部はこれを制止するためにいわゆる光武新聞紙法を制定させた。この法律は一九〇七年（光武十一年）七月に法令第一号として制定、公布されたもので、すでに統監部時代に朝鮮民族の言論・出版を弾圧した最初の措置であ